

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 12 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第96号

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市印鑑条例施行細則（昭和46年名古屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削る。

第 4 条第 1 項中「照会書」を「印鑑の登録に関する照会書」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の 2 を第 3 条とする。

第 7 条の見出しを「（印鑑登録証）」に改め、同条第 1 項中「印鑑登録手帳（以下「手帳」という。）」を「印鑑登録証（以下「登録証」という。）」に、「第 4 号様式」を「第 3 号様式」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「手帳の」を「登録証の」に、「印鑑登録手帳引替交付申請書（第 5 号様式）」を「印鑑登録証引替交付申請書（第 4 号様式）」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 条中「手帳の」を「登録証の」に、
「印鑑・印鑑登録手帳亡失届
印鑑登録廃止申請書」（第 6

号様式)」を「印鑑・印鑑登録証亡失届
印鑑登録廃止申請書（第5号様式）」に改める。

第9条中「印鑑・印鑑登録手帳亡失届
印鑑登録廃止申請書（第6号様式）」を「印鑑・印鑑登録
証亡失届
申請書」に改める。

第10条中「第4条第1項ただし書」を「第5条第1項ただし書」に改める。

第13条第2項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第14条中「第8号様式」を「第6号様式」に改める。

第15条中「第9号様式」を「第7号様式」に改める。

第16条第3号中「及び受領書」を削り、同条第4号中「印鑑・印鑑登録手帳
印鑑登録廃止申請書
亡失届」を「印鑑・印鑑登録証亡失届
印鑑登録廃止申請書」に改める。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

年 月 日

名古屋市 区長 印

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請取扱窓口へ持参してください。

回 答 書		年 月 日	
(宛先) 名古屋市 区長 照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。 住 所 _____ 本人署名 _____ 生年月日 _____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 5px; text-align: center;">申請した印鑑</td></tr><tr><td style="height: 100px;"></td></tr></table>	申請した印鑑	
申請した印鑑			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第3号様式

名古屋市	NAGOYA CITY
印鑑登録証 登録番号	

備考1 市き章は灰色とする。

2 登録証の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.56センチメートルとする。

第 4 号様式を削る。

第 5 号様式中「印鑑登録手帳引替交付申請書」を「印鑑登録証引替交付申請書」に、「2 登録印鑑及び印鑑登録手帳を添えて申請してください。」を「2 登録印鑑及び印鑑登録証を添えて申請してください。」に改め、同様式を第 4 号様式とする。

第 6 号様式中「印鑑・印鑑登録手帳亡失届 印鑑登録廃止申請書」を「印鑑・印鑑登録証亡失届 印鑑登録廃止申請書」に、「印鑑登録手帳の」を「印鑑登録証の」に、「1 届出等の理由が(1)に該当する場合は、印鑑登録手帳を添えて届け出てください。」を「1 届出等の理由が(1)に該当する場合は、印鑑登録証を添えて届け出てください。」に、「3 届出等の理由が(3)に該当する場合は、登録印鑑及び印鑑登録手帳を添えて申請してください。」を「3 届出等の理由が(3)に該当する場合は、登録印鑑及び印鑑登録証を添えて申請してください。」に改め、同様式を第 5 号様式とする。

第 7 号様式を削る。

第 8 号様式中「1 印鑑登録手帳を添えて申請してください。」を「1 印鑑登録証を添えて申請してください。」に改め、同様式を第 6 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 7 号様式

印 鑑 登 録 証 明 書

登録印影	氏名	
	旧氏	
	氏名の片仮名表記	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

名古屋市 区長 印

- 備考 1 別に市長が定める文字を地紋とする用紙を用い、右上及び左下にユリの花の図柄を配する。
- 2 地紋及び図柄は、青色とする。
- 3 登録を受けている者が外国人住民である場合においては、この様式中「旧氏」とあるのは「通称」と読み替えるものとする。
- 4 氏名の片仮名表記欄は、外国人住民に限り表示する。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 9 号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 16 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に行われたこの規則による改正前の名古屋市印鑑条例施行細則（以下「改正前規則」という。）第 4 条第 1 項の規定による照会に対する回答については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて提出されている回答書その他の書類は、この規則による改正後の名古屋市印鑑条例施行細則（以下「改正後規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて交付されている印鑑登録証明書は、改正後規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている第 5 号様式、第 6 号様式及び第 8 号様式 of 用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。